

徳島県公安委員会告示第八号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定に基づき、指定講習機関から次のとおり代表者の氏名を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年七月十四日

徳島県公安委員会委員長 米 澤 和 美

株式会社 小松島自動車教習所	指定講習機関の名称	
小松島自動車教習所	講習を行う事務所の名称	
代表者の氏名	変更事項	
平山 洋介	変更前	内容
平山 貴郎	変更後	
令和五年七月一日	変更年月日	